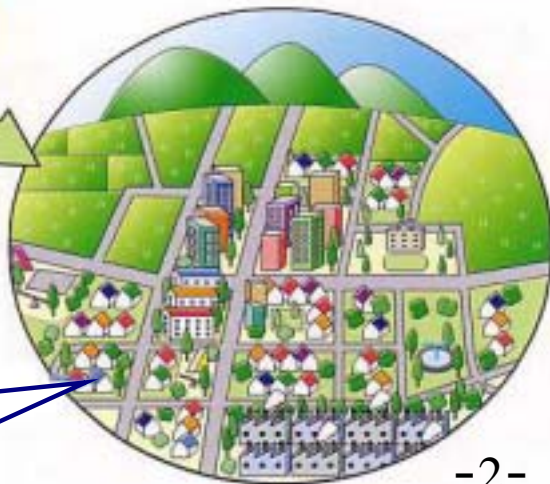


流域における都市計画の現状

都市計画によるまちづくりのイメージ



- 無秩序な土地利用
- ・住宅と工場が混在
- ・農地と宅地が混在
- 都市施設の不足
- ・道路が狭い
- ・公園、下水道がない
- 自然環境の破壊
- ・里山等の開発



- 計画的な土地利用
- ・住宅、店舗、工場等の区分け
- ・農地と宅地の区分け
- 都市施設の整備
- ・道路の整備
- ・公園、下水道の整備
- 自然環境の保持
- ・里山等の保全

都市計画の体系

将来像

都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針
(都市計画マスター
プラン)

市町村の都市計画に
関する基本的な方針
(市町村都市計画マ
スタープラン)

具体計画

土地利用に関する計画

市街化区域・市街化調整区域、地域地区など、土
地利用について規制・誘導するための計画です。

都市施設に関する計画

道路、公園、下水道など都市にとって必要な施設
について定める計画です。

市街地開発事業に関する計画

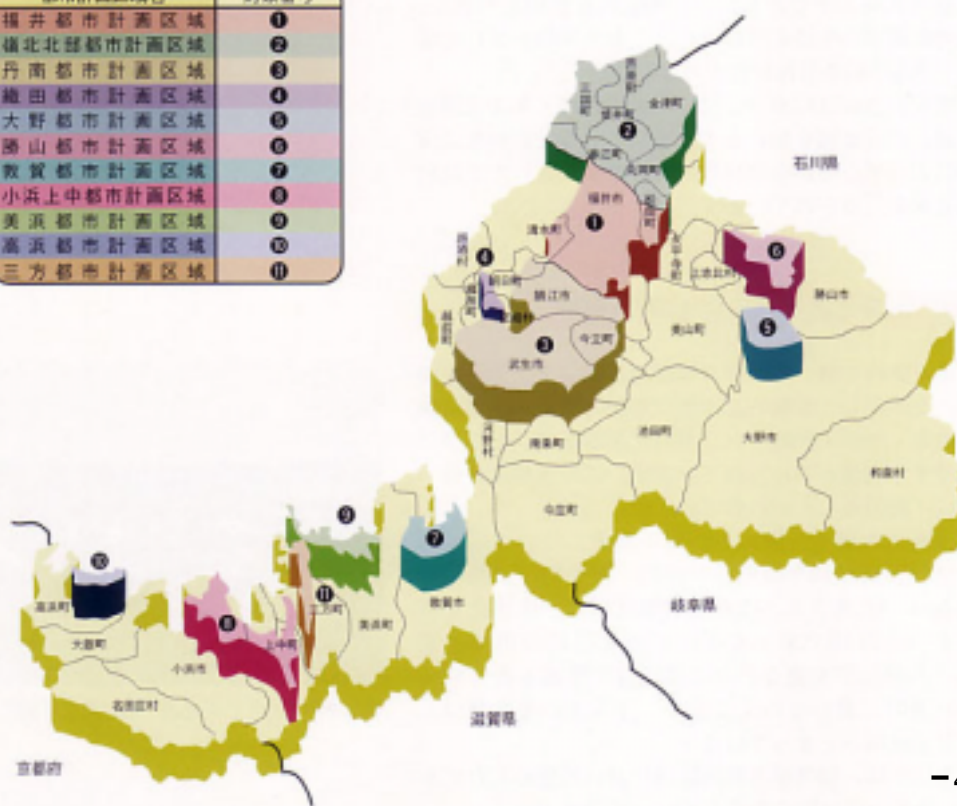
土地区画整理事業、市街地再開発事業などの事業
について定める計画です。

自然的環境の整備または保全に関する計画

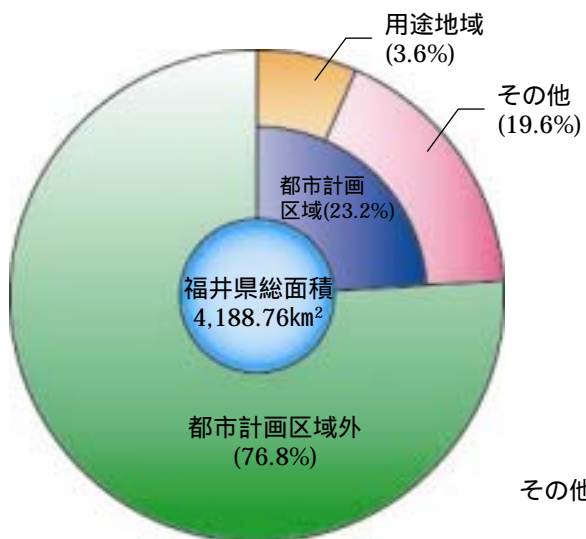
緑地等の整備または保全について定める計画です。

都市計画区域指定図

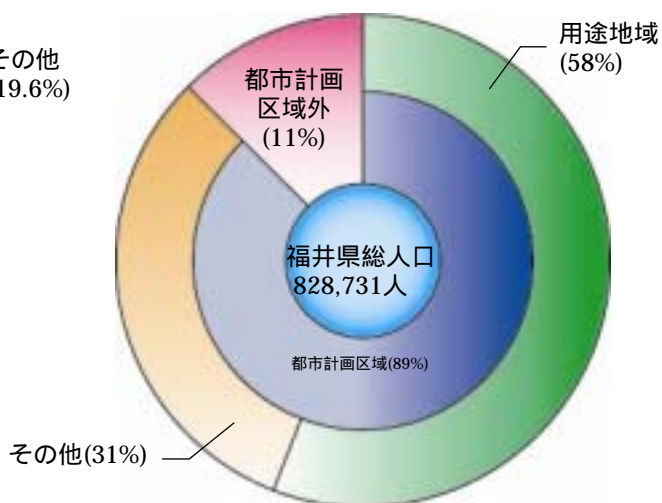
都市計画区域名	対象番号
福井都市計画区域	①
福井北部都市計画区域	②
丹南都市計画区域	③
織田都市計画区域	④
大野都市計画区域	⑤
勝山都市計画区域	⑥
敦賀都市計画区域	⑦
小浜上中都市計画区域	⑧
美浜都市計画区域	⑨
高浜都市計画区域	⑩
三方都市計画区域	⑪



県総面積に対する割合

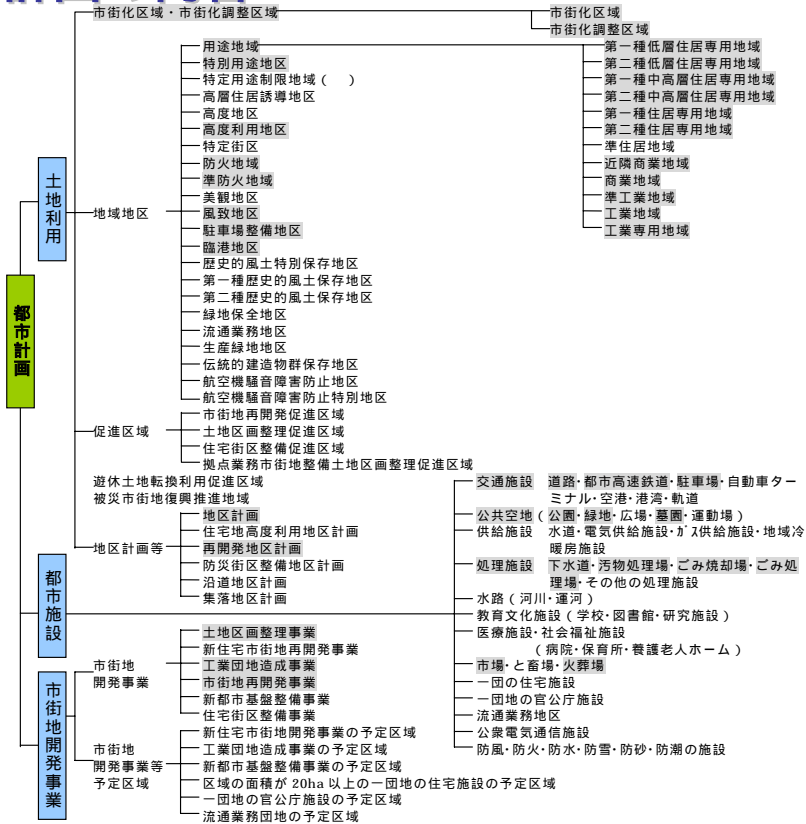


県総人口に対する割合



都市計画の内容

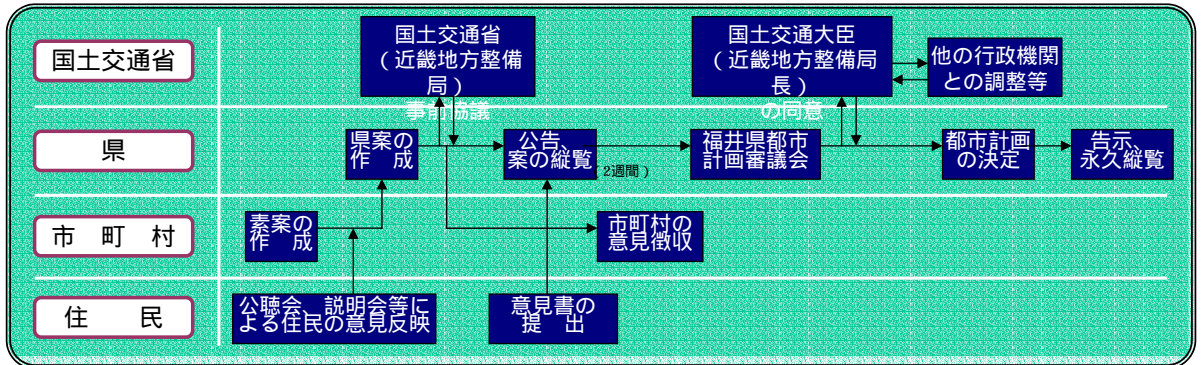
(は福井県で決定されているものです。〔平成 14 年 3 月 31 日現在〕)



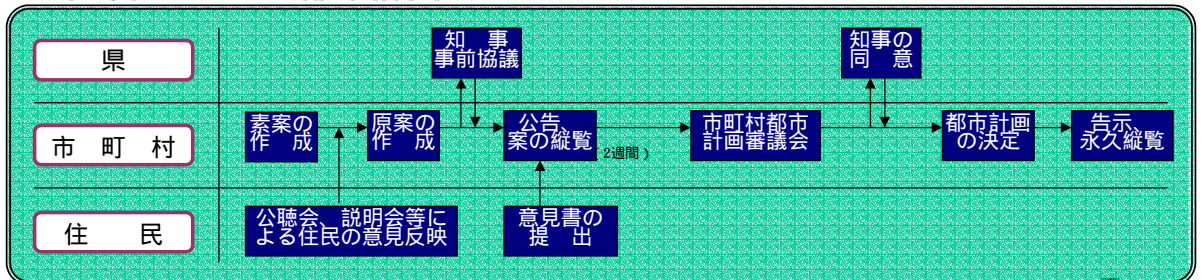
注) これらの内容は都市計画区域に定めることが可能なものを示しています。
 準都市計画区域には、用途地域、特定用途制限地域、風致地区等の建築物の用途制限や景観の維持に係るものだけに限り定めることができます。
 平成 12 年 5 月 19 日公布の都市計画法改正 (平成 13 年 5 月 18 日施行) により新たに設けられた地域地区です。

都市計画の決定手続き

県が定める都市計画



市町村が定める都市計画

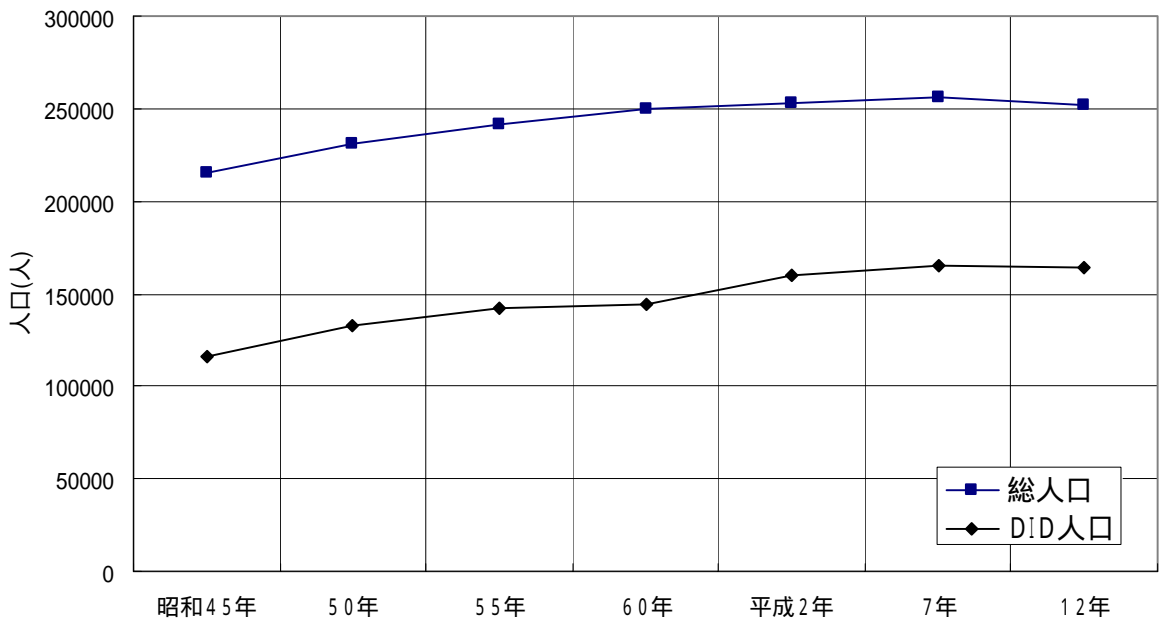


都市の良好な居住環境を確保するために、都市計画では市街地の範囲や土地利用の用途と道路、公園、下水道などの都市施設および土地区画整理事業などの市街地開発事業について、

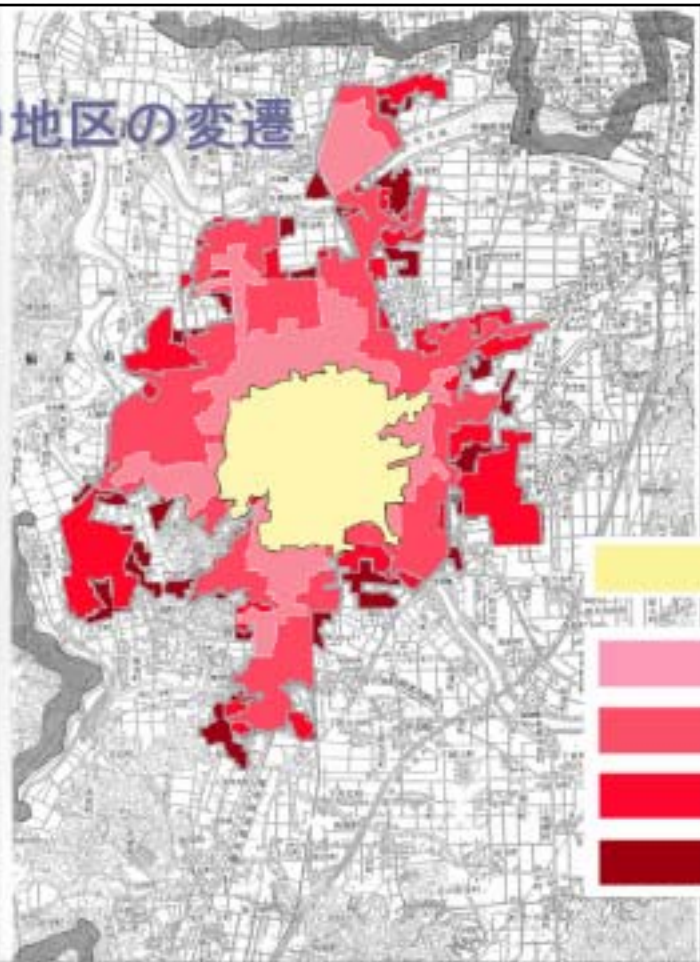
- ・住民や利害関係人の意見を反映するため、公聴会や説明会を開催、計画案を縦覧
- ・市町村の意見を聴取
- ・学識経験者、行政関係者などで構成される都市計画審議会で審議

するなどの手続きを経て都市計画を決定しており、この中で、河川管理者とも調整して都市計画を定めるように努めています。

福井市総人口とDID人口の推移

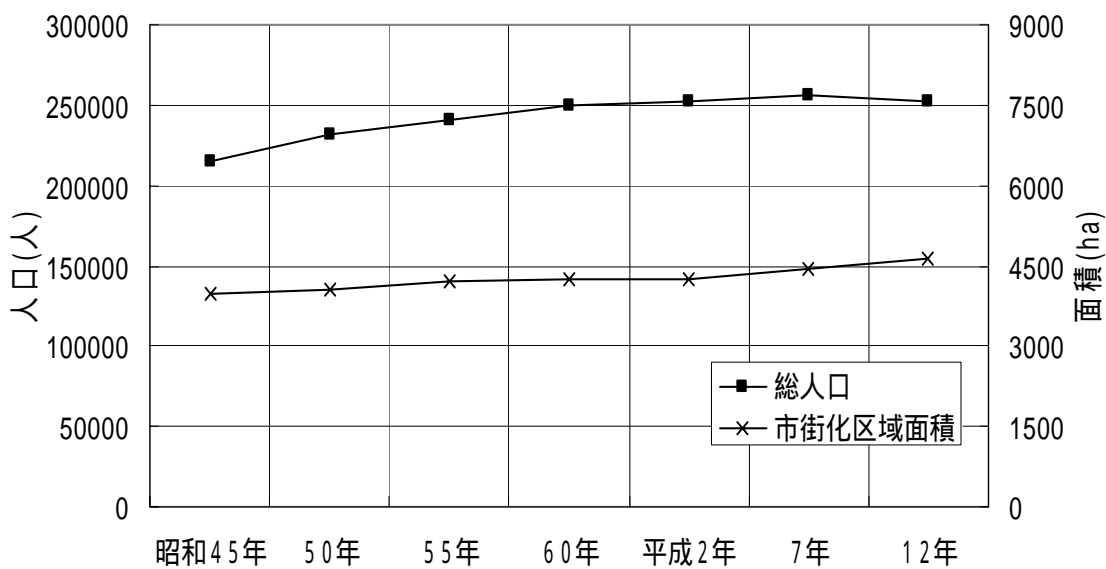


人口集中地区の変遷

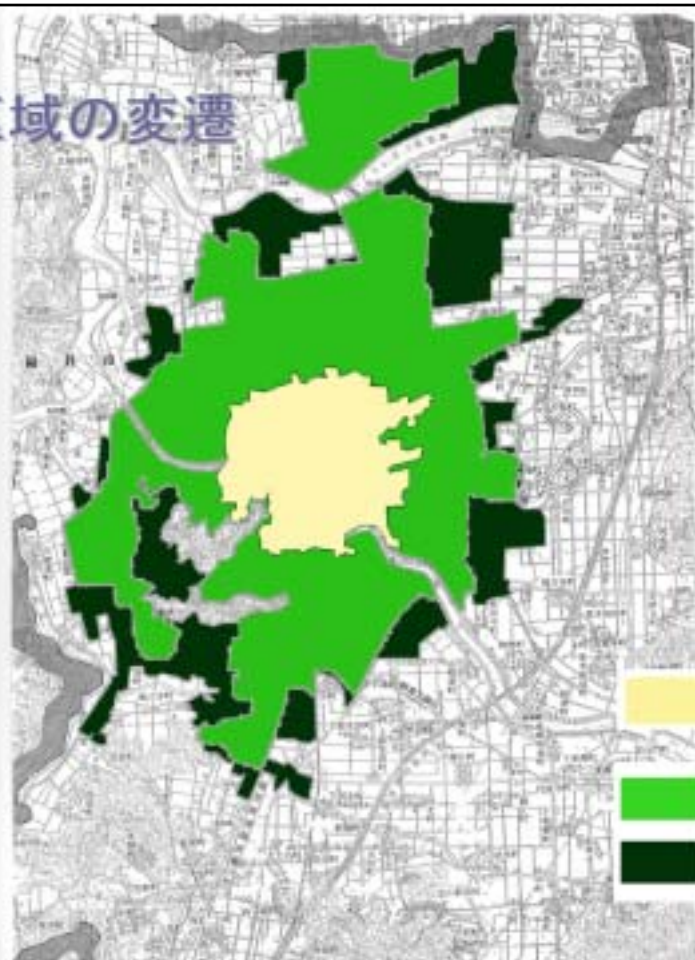


- 戦災復興
土地区画整理
- 昭和45年
- 昭和55年
- 平成2年
- 平成12年

福井市人口と市街化区域面積の推移



市街化区域の変遷

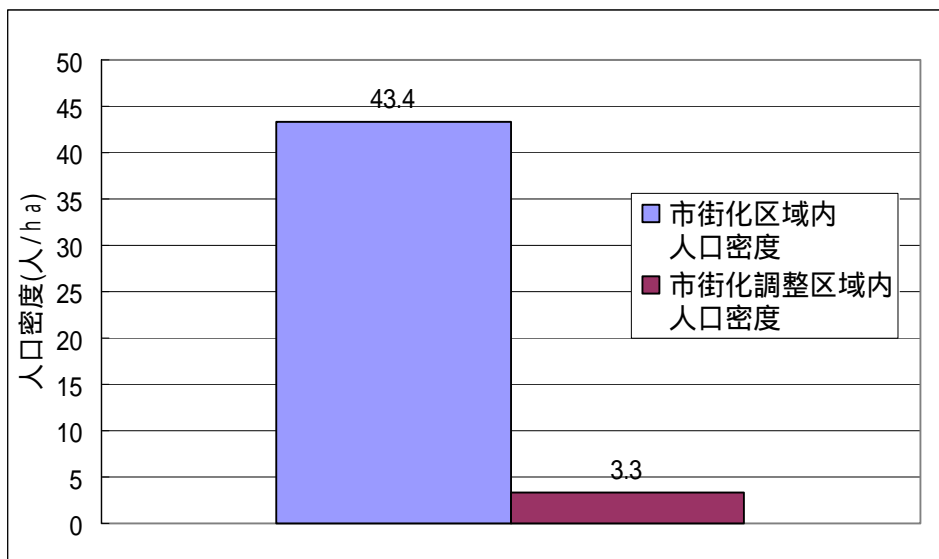


戦災復興
土地区画整理

昭和45年

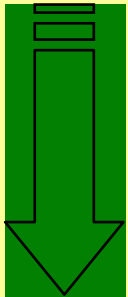
現在

福井市における市街化区域と市街化調整区域内 の人口密度



市街化の影響

開発前の流域



雨水の大半は地中にしみ込んだり、水田やため池に貯留され、下流への流出は抑えられる。

開発後の流域



地表がコンクリートやアスファルトで覆われたり、森林や水田・ため池がなくなることにより、下流への流出が増大し、低地部での氾濫被害が増加するため、

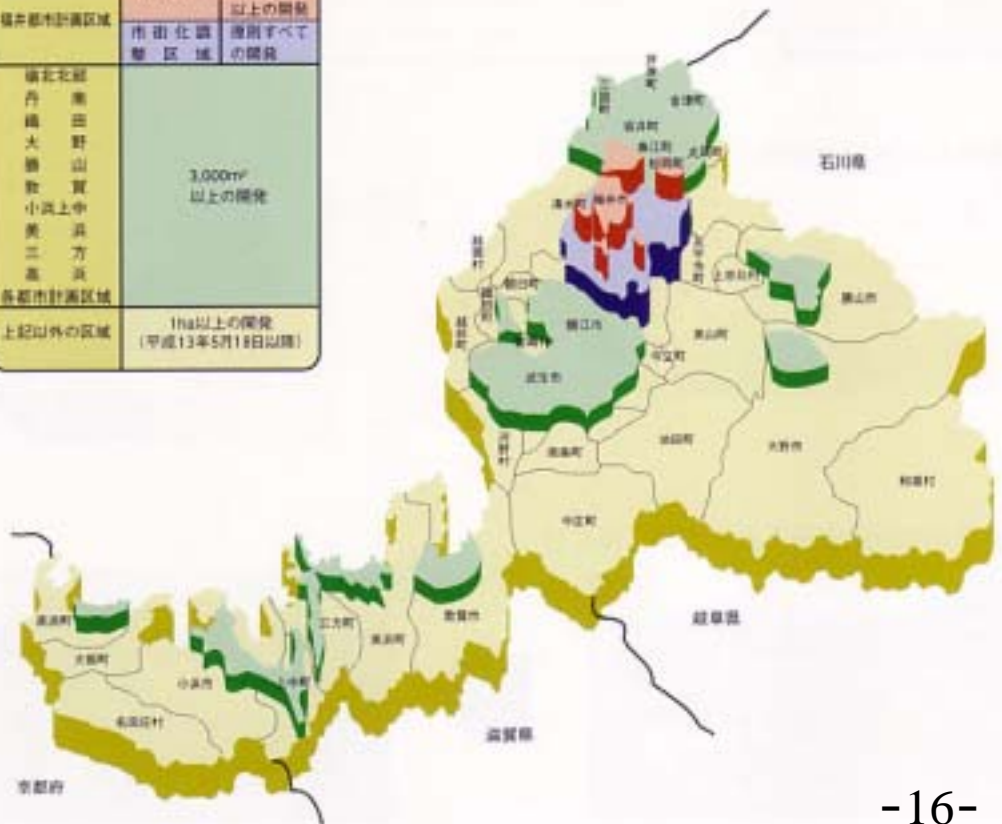
雨水排水対策を講じています。

流域対策（流域からの雨水流出の抑制）

- 保水機能の確保（山地対策） 山林の手入れ
（貯留・浸透） 自然林の復元
- （農地対策） ため池の保全・改修
農業排水との調整
- （都市対策） 土地利用の規制・誘導
防災調整池(開発規制)
多目的遊水地の整備
透水性舗装
下水道との調整
個別貯留(学校・各戸)

開発許可制度

福井都市計画区域	市街化区域	1,000㎡以上の開発
福井市 丹波町 大野町 美浜町 小浜市 各都市計画区域	市街化調整区域 の開発	3,000㎡以上の開発
上記以外の区域	1ha以上の開発 (平成13年5月18日以降)	



開発行為における調整池の設置について

- ・開発区域内およびその周辺に溢水等による被害が生じないように区域内の雨水を安全に排除できる排水施設を設置しています。
- ・一次放流先の排水能力に応じて、区域内に一時雨水を貯留する調整池を設置しています。
- ・開発区域が1haを超える大規模な開発の場合には、調整池を設置する必要性、その規模について、河川管理者との協議に基づき、開発事業者は調整池の設置を要請しており、開発事業者は指導に基づき対応しています。

貯留施設図

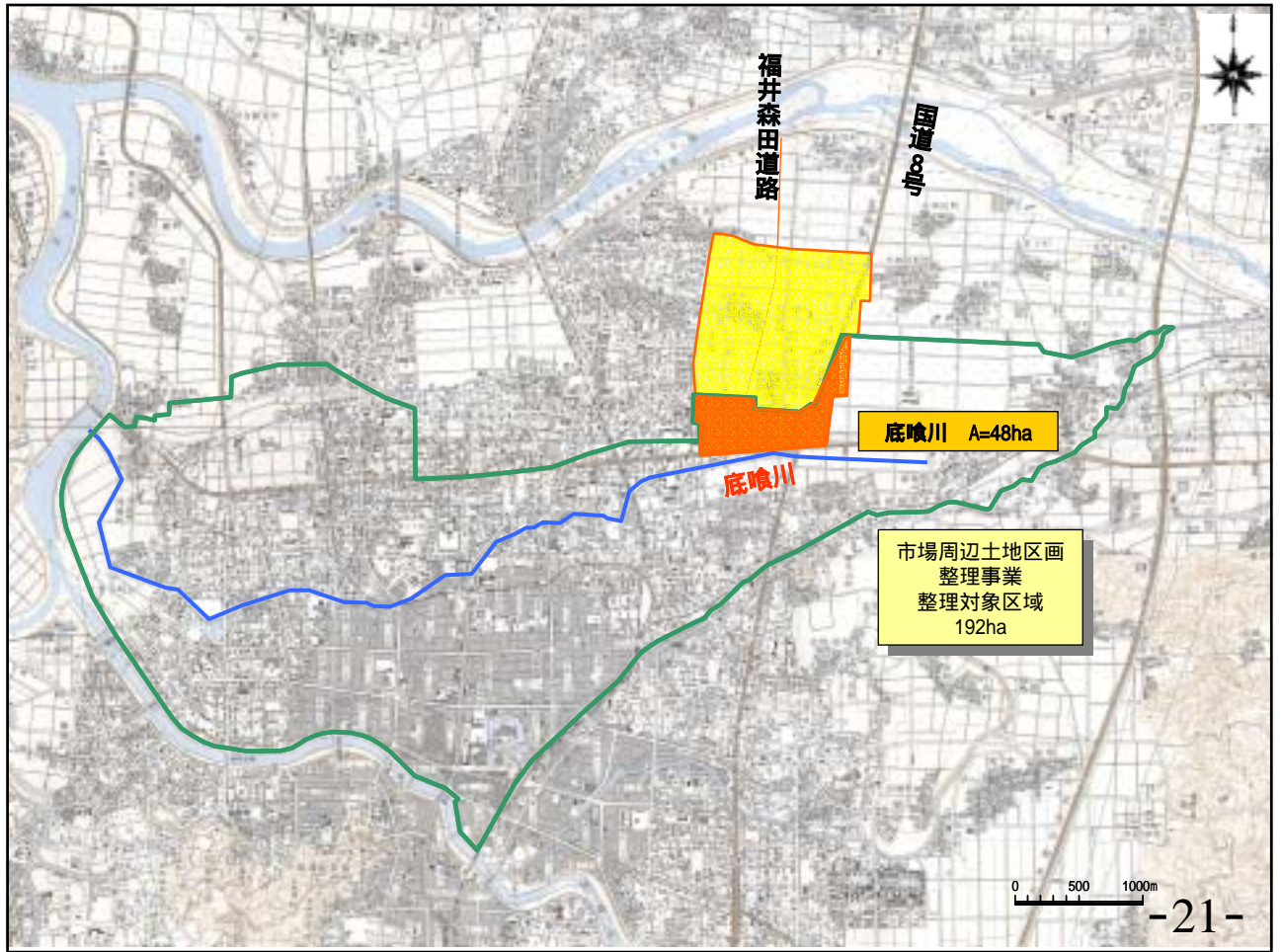


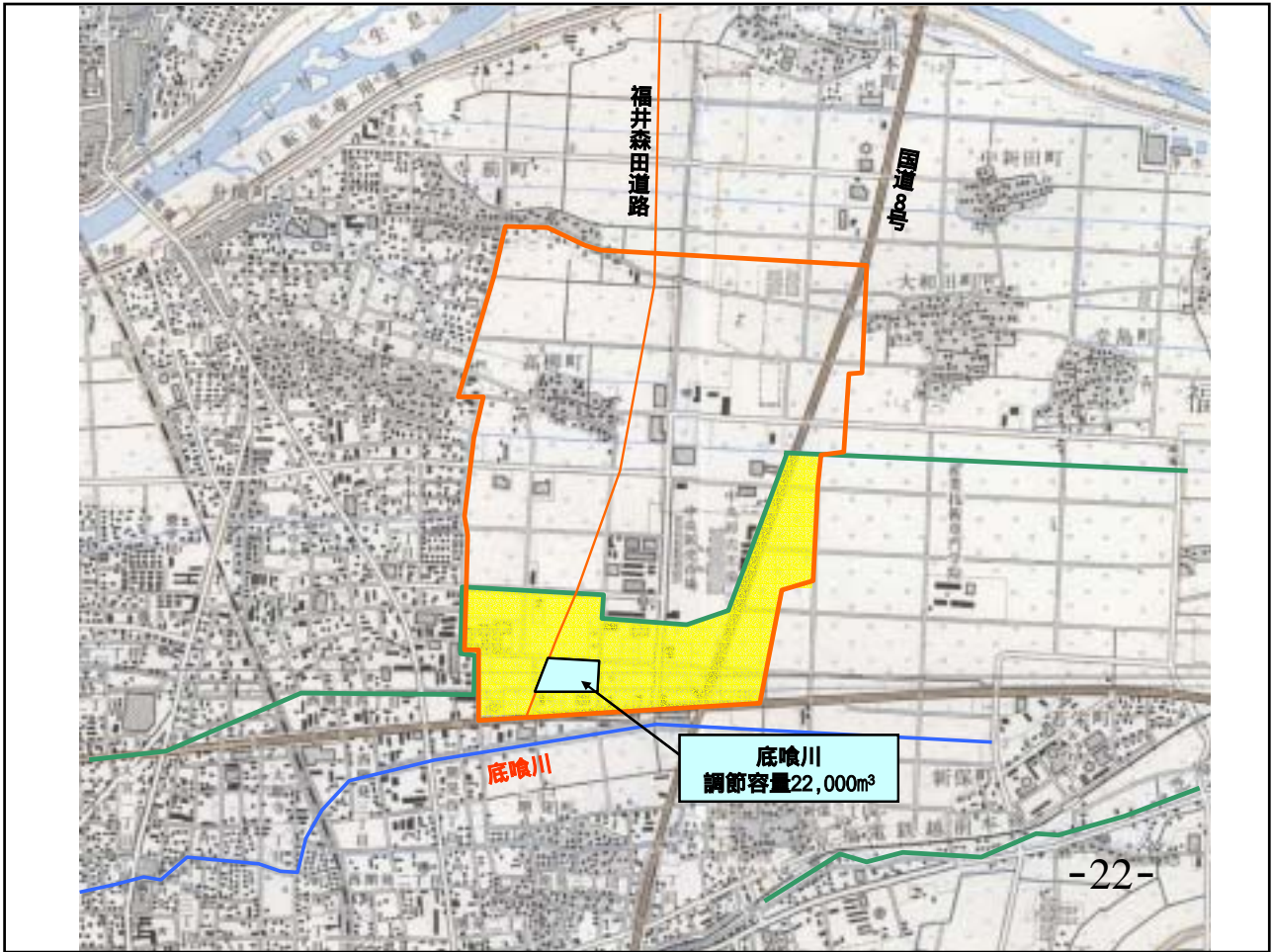
断面図











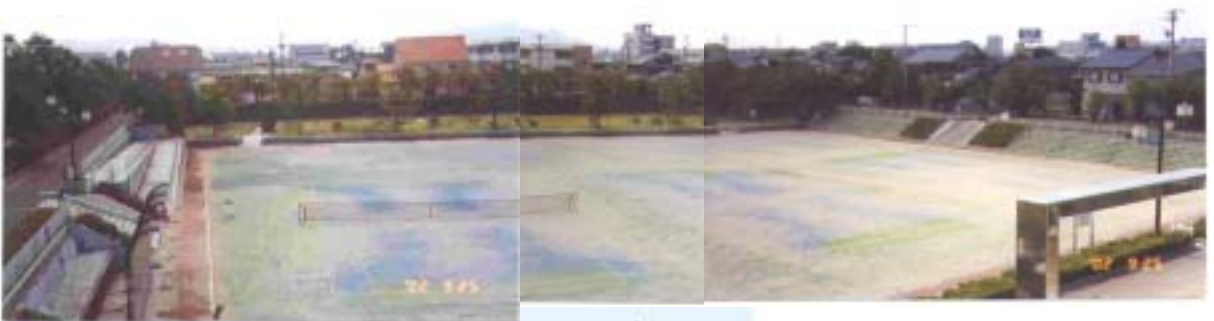
市街地開発事業などの都市計画事業については、河川改修、道路改良事業などの他事業との連携により、効率的な事業推進に努めています。

また、雨水流出に伴う浸水被害の軽減や河川の治水安全度を維持するために透水性舗装や調整池などの雨水貯留浸透対策を実施しています。



多目的遊水地の例:千種公園(福井市)

降った雨を一時的に貯留します。通常はグラウンドや公園などに利用します。



土地区画整理事業



区画整理施行前

福井都市計画南部第三社南土地区画整理事業

S57～H8 118ha

狐川改修事業

S39～H8 5100m



区画整理施行後

福井県では、人口の減少、少子高齢化、財政の硬直化などの社会経済情勢の変化や、中心市街地の空洞化などの都市の問題に対応したまちづくりを進めるため、平成15年度を目途に土地利用や都市施設の整備方針を定める「都市計画マスタープラン」の策定をしています。

今後も、都市内の河川については、治水機能を確保する空間だけでなく、都市の防災機能を確保する空間、身近な自然環境空間、都市活動を支える空間として、まちづくりの観点から河川を位置づけ、魅力ある「河川を活かしたまちづくり」の検討を河川管理者と連携して進めていきます。